

寄稿

## 沖縄のアメラジアン—ダブルをめぐる課題、 歴史と現在

野入 直美

### 要約

アメラジアンとは、アメリカ人とアジア人の両親を持つ人のことで、とくに米軍の駐留や派兵を背景として生まれてきた人を含意する。日本では、在日米軍基地のおよそ7割が集中する沖縄で、今も多くのアメラジアンが生まれ続けている。

本稿の第1章「学習支援と『ダブル』の子どもたち」では、沖縄のアメラジアンを通して見えてくる「ダブル」の子どもの学習支援ニーズについて論ずる。第2章は「アメラジアンという問い」と題し、「アメラジアン」が呼称に用いられ、沖縄において「名乗り」へと転換した歴史的・政治的文脈を掘り下げる。第3章「現代沖縄における外国人とアメラジアン」では、外国人労働者の増加と沖縄県の「差別のない社会づくり条例」を検討し、マイノリティとしての沖縄県民とアメラジアンについて考察する。

キーワード：アメラジアン 沖縄 ダブル

### はじめに

アメラジアンとは、アメリカ人とアジア人の両親を持つ人のことで、とくに米軍の駐留や派兵を背景として生まれてきた人を含意する。「アメラジアン」という用語が用いられ始めた契機はベトナム戦争であったが、それ以前の第二次世界大戦や朝鮮戦争に際して、また平時における米軍基地のアジア展開を背景として、アメラジアンの子どもたちはベトナム、タイ、ラオス、カンボジア、朝鮮半島、台湾、そして日本で生まれてきた。日本では、在日米軍基地のおよそ7割が集中する沖縄で、今も多くのアメラジアンが生まれ続けている。しかし「多くの」といっても、年間300人弱という規模である。日本のマイノリティとしてはとても小規模で、特殊な背景をもった存在といえるだろう。

沖縄本島の中部にある宜野湾市に、幼稚園児から中学生までの約65名が学

ぶ小さな民間の教育施設、アメラジアンスクール・イン・オキナワ（AmerAsian School in Okinawa：以下、アメラジアンスクールと表記）がある。1998年に、アメラジানের母親ら5人の女性によって設立され、現在はNPOスクールとして運営されている。学校名の表記は、AmerAsianと、ひとつの単語の中に大文字のAをふたつ重ね、アメリカとアジアの言語・文化を等しく尊重する「ダブルの教育」の理念を表している。「ダブルの教育」は、英語と日本語によるバイリンガル・バイカルチュラル教育であるが、同時に「ダブル」の子どもたちが集う学びのコミュニティであることを含意する。生徒には、アメリカから来た子どもと沖縄生まれの子どもがいる。子どもたちは、しばらくアメラジアンスクールに通うと、たいてい英語と日本語を話すようになる。ただしアメラジアンスクールは語学学校ではなく、子どもたちが複数の背景をもつ自分自身をありのままに受け入れる、肯定的な自尊感情の醸成を教育理念としている。

本稿の第1章「学習支援と『ダブル』の子どもたち」では、沖縄のアメラジアンを通して見えてくる「ダブル」の子どもの学習支援ニーズについて論ずる。これまでの教育行政は、マイノリティの子どもの学習支援にあたって、「日本語教育指導が必要な児童生徒」という要支援者カテゴリーと、「帰国生徒」「外国人生徒」という属性カテゴリーを併用してきた。しかし、そのいずれのカテゴリーによっても「ダブル」の子どもたちは十分にカバーされてこなかった。本稿では、従来の学習支援が見落としがちであった「ダブル」の子どもたちに対する支援ニーズを、沖縄のアメラジアンを通して検討する。

第2章は「アメラジアンという問い」と題して、どのような歴史的・政治的文脈のもとで特定の子どもたちが「アメラジアン」と呼ばれるに至ったのか、そして、沖縄において「アメラジアン」を名乗るといふ戦略はどのように立ち上がってきたのかを論ずる。

そして第3章「現代沖縄における外国人とアメラジアン」では、沖縄の米軍基地が在留外国人の構成に及ぼしてきた影響の低下をとらえ、現代の沖縄における外国人労働者の増加について論ずる。最後に沖縄県が2023年3月に制定した「差別のない社会づくり条例」をとりあげ、沖縄県民が経験してきたヘイトが他ならぬ沖縄県民を標的とする非難弾劾であったことを踏まえて、日本社会の中のマイノリティとしての沖縄、さらにその内なるマイノリティとしてのアメラジアンについて考察する。

本論に進む前に「ダブル」という用語の説明をしておきたい。本稿における「ダブル」概念には、アメラジアンスクールの設立者である母親たちが打ち出した「ダブルの教育」に象徴される、ポジティブな理念を込めた「名乗り」

としての「ダブル」と、日本人と外国人（ここでは外国籍者を意味する）の両親をもつ子どもの学習支援ニーズを論ずる際の、親の国籍の違いによる属性としての「ダブル」のふたつがある。

前者のように、主体的に選択されたものとして「ダブル」をとらえるにあたって、私は在日朝鮮人の「ダブル」にかかわる先行研究から示唆を得てきた。李洪章は、「ダブル」という呼称が、「差別的意味合いを含む『ハーフ』や『混血』という用語に代わって」、二つの文化的・歴史的背景を持つものを指して「ポジティブな意味合い」で用いられてきた経緯について記している。李はその上で、自分自身を「在日朝鮮人」「日本人」「ダブル」などの「一つの言葉」に「収斂させ」ない、多様な「叙述的自己表現」をていねいに重ねていく若者たちのサークル、パラムの会（1995～2001年）に着目した[李2009:94]。その集まりにおいて「ダブル」は、「ハーフ」や「混血」に代わるべき唯一の自称または呼称としての排他性や特権性を持たず、どのような自称も当事者による選択に開かれていた。そのようなあり方はたんなる多様性の尊重ではなく、「本名を呼び名乗る」という在日朝鮮人教育の指針を乗り越え、「名前をめぐる自己決定権を守り育てる」ことを新たに打ち立てようとする、実践的な提言であった。李は、このような若者たちの動向を、古い運動と「対話」し、つながる可能性をもつものとして位置づけた。その「ダブル」をめぐる研究は、在日朝鮮人の呼称にかかる固有の運動史に根ざしているが、むしろそれゆえに在日朝鮮人「ダブル」に限定されない射程をもっていて、私のアメリジャン研究に示唆を与えてくれた。本稿における「名乗り」としての「ダブル」もまた、「ハーフ」などのダブル以外の自称または呼称を駆逐する排他性や特権性を目指していない。それは、非当事者である私自身の姿勢であるとともに、第2章で述べるように、アメリジャンスクール設立者の母親たちが探りあててきた「名乗り」のあり方であった。

本稿におけるもうひとつの「ダブル」の用法は、親の国籍の違いによる属性的な類型である。そこで「ダブル」は、日本人と外国人（ここでは外国籍者を意味する）の親をもつ者を意味する。本稿においてこの属性的な「ダブル」概念は、学習支援における「ダブル」の子どもたちの看過という問題を論ずる際に用いられる。もちろん、中国人とフィリピン人の両親をもつ場合のように、両親ともに外国人である「ダブル」の子どもたちは存在するが、本稿では、とくに外国人と日本人の親をもつ「ダブル」の子どもたちに焦点をおき、沖縄のアメリジャンを手がかりとして、「ダブル」の子どもたちを看過しない学習支援の必要性を訴える。

私は、『アメリジャンと沖縄社会』（ミネルヴァ書房、2022年）という著作

に、「移動と『ダブル』の社会学的研究」という副題をつけた。本書における「ダブル」は、ひとつの有効な認識フレームであり、またアメラジアンの子供たちによって生きられる複雑で豊かなく生>のグラデーションであった。詳しくは拙著を参照いただければ幸いである。

本稿の第1章と第2章は、前述の拙著における序章と第6章をもとにデータを更新し、改稿したものである。私はNPO アメラジアンスクールの理事として運営にかかわっているが、ここに記すことはアメラジアンスクールの公式見解ではなく、文責は私個人にある旨をお断りしておく。

## I 学習支援と「ダブル」の子どもたち

### 1. 看過されてきた「ダブル」の子どもたち

文部科学省は、1999年度以降、隔年で、「日本語指導が必要な児童生徒」の全数調査<sup>i</sup>を行ってきた。「日本語指導が必要な児童生徒」は、「1.日本語で日常会話が十分にできない者、及び、2.日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な者」と定義されている。

「日本語指導が必要な児童生徒」は、支援のニーズに焦点化した類型である。文科省は、「帰国・外国人生徒」という属性的な類型を、それと併用してきた。一方で、日本人と外国人の親をもつ「ダブル」の子どもたちは、教育行政において、支援ニーズ型、属性型のいずれにも位置づけられてこなかった。教育現場において、日本国籍のある子どもは日本人と見なされ、日本語指導が必要かどうかを十分に問われないことがある。保護者の一方、とくに母親が日本人で、学校との連絡に通訳や翻訳を必要とせず、学校生活がそれなりにスムーズだと、問題は表面化しにくい。

しかし、沖縄の「日本語指導が必要な児童生徒」のデータを見ると、その沖縄的特徴、すなわち全国とは異なる傾向は、ことごとくアメラジアンの存在につながっている。沖縄のデータは、「ダブル」の子どもたちに一定の支援ニーズがあることを、浮き彫りにしているのである。

まず、沖縄における日本語指導が必要な児童生徒数は、外国籍 239 人、日本国籍 232 人と、ほぼ同数で、外国籍児が日本国籍児の 4 倍以上も多い全国とは大きく異なっている（表 1・2）。日本語指導が必要な児童生徒に占める日本国籍児の多さは、日本国籍だけを持っているアメラジアンの子どもの存在を反映していると考えられる。アメラジアンの子どもの中には日米二重国籍者が多いが、日本国籍のみ、アメリカ国籍のみを有している場合も少なくない。2019 年時点では、アメラジアンスクールの生徒の 67.2% が日米両国籍、23.9

％が日本国籍のみを持っていた[野入 2022 : 78]。

次いで、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の言語は、全国はポルトガル語、中国語、フィリピン語が多数であるのに対して、沖縄では英語が一位で、36.6％を占めている(表1)。日本語指導が必要な日本国籍生徒の言語も、全国ではフィリピン語、中国語が多いが、沖縄では英語が一位で、57.7％を占めている(表2)。英語は言うまでもなく、アメラジアンの子どもにつながる言語である。沖縄の「日本語指導が必要な児童生徒」は、アメラジアンの存在によって、全国とは異なる構成となっていると考えられる。

一方で、沖縄のアメラジアンの子どもの総体が、どれだけ「日本語指導が必要な児童生徒」という類型によってカバーされているかということ、きわめて限定的である。

2022年度に沖縄で出生した父アメリカ人・母日本人の子どもの数は、243人であった(表3)。その多くが、米軍基地を背景とするアメラジアンであると考えられる。この年間出生数を用いて小・中学校課程にいるアメラジアンの子どもの数を推測すると、学齢期12年分で2916人となる。ここに、海外で出生し、親の転勤や離婚などの事情で沖縄に来た子どもの数を加え、逆に沖縄から出ていった子どもの数を差し引くとより正確な数字になるが、アメラジアンの子どもたちの越境を数量的にとらえる方法がないため、アメラジアンの子どもの数はあくまで推測ということになる。それを踏まえつつ、この2916人という数字を沖縄の「日本語指導が必要な児童生徒」の数、外国籍児と日本国籍児を合わせた471人と照らし合わせると、「日本語指導が必要な児童生徒」数(すべての国籍を含む)は、学齢期にあるアメラジアンの子どもの推測された人数に対し、16.2％にしかならない。たしかにアメラジアンの中には、沖縄で生まれ育ち、公立学校に通い、日本語指導をまったく必要としない子どもたちがいる。その一方で、沖縄で生まれ育っていても、基地内学校やインターナショナルスクールで学んできて、日本語を学習言語や生活言語としてこなかったアメラジアンの子どもたちがいる。アメラジアンスクール設立期の生徒たちは、これに該当する。また、海外で生まれ育ち、沖縄へ移動してきて、日本語を第二言語として学び始めようとしている子どもたちもいる。沖縄の「日本語指導が必要な児童生徒」数は、アメラジアンだけを勘案しても、実態とかい離している。

表1 言語別・日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数  
(全国・沖縄 2021年度)

	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計
全国	1929	1945	466	3714	9939	7462	2702	11956	7506	47619
(%)	4.1	4.1	1.0	7.8	20.9	15.7	5.7	25.1	15.8	100.0
沖縄	2	85	2	4	58	21	4	14	42	232
(%)	0.9	36.6	0.9	1.7	25	9.1	1.7	6.0	18.1	100.0

出所：e-Stat「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より作表。表2・5も同じ  
(閲覧日 2023年9月16日)。

表2 言語別・日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍人数  
(全国・沖縄 2021年度)

	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計
全国	3064	1334	179	379	1874	2293	184	508	873	10688
(%)	28.7	12.5	1.7	3.6	17.5	21.5	1.7	4.8	8.2	100.0
沖縄	73	138	3	1	8	6	1	5	4	239
(%)	30.5	57.7	1.3	0.4	3.3	2.5	0.4	2.1	1.7	100.0

## 2. とりこぼされている「ダブル」の子どもたち

人口動態統計によると、2022年度における「父母の一方が外国人である子ども」、本稿でいうところの「ダブル」の子どもの出生数は、全国で1万5千271人にのぼった(表3)。学齢期12年分に換算すると、およそ18万3千人となる。

一方で、2021年度調査では、公立小中高等学校等に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒の数は4万7千619人、日本国籍は1万688人であった(表1・2)。全国的にみても、「ダブル」の子どもは、ごく一部しか「日本語指導が必要な児童生徒」という類型によってカバーされていないことがうかがえる。

「ダブル」の子どもは、日本において相当数の規模があるにもかかわらず、教育行政上は、彼らを把握するカテゴリーが存在しない。支援のニーズがあるのかどうかを調べる実態調査さえ行われていない。日本国籍があれば、重国籍であっても「外国人生徒」というカテゴリーからこぼれおちていく。「ダブル」の子どもたちは、「帰国生徒」「外国人生徒」という属性的類型と、「日本語指導が必要な児童生徒」という指導ニーズ型類型のどちらからも、十分

にカバーされていない。

一方で、文科省による日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況調査には、現実の複雑化に呼応して調査項目を更新し、より精緻にリアリティを拾い上げようとしてきた経緯も見いだせる。

「日本語指導が必要な児童生徒」という類型は、もともと外国から日本にやってきた／帰ってきた生徒の日本定住と適応を前提としていた。それは日本の教育行政が日本国内の要支援者に対応しようとするもので、端的にドメスティックなフレームであったといえる。しかし現代の受入れ状況調査は、そのような来日または帰国とその後の適応という想定を越えたところにある現実、たとえば日本国籍で言語が日本語で、なおかつ日本語指導が必要な生徒たちが少なくないことなどを明らかにしつつある。

文科省は、2021年度調査から、初めて「日本語」という選択肢を、日本語指導が必要な日本国籍生徒の使用言語の中にも含めるようになった。結果として、その調査において「日本語」は、最多の回答数を集めた。また、従来は日本国籍生徒に対しては「言語」、外国籍生徒に対しては「母語」という項目で使用言語を調べていたが、これも2021年度調査から、外国籍生徒についても「母語」を取りやめて「言語」という項目で調べるようになった。調査項目は、子どもたちの多様なリアリティを追って更新され、組み替えられてきている。

「ダブル」の子どもたちに対しては、まず、どれだけの支援ニーズがあるのかということ調べる必要があるだろう。沖縄のデータは、「ダブル」に着目した調査の必要性を根拠づけるものとして、読み解くことができるのである。

表3 父母の一方が外国人である子どもの出生（全国・沖縄 2022年度）

	全国	(%)	沖縄	(%)
総出生数	770759	100.0	13594	100.0
父母の一方が外国人	15271	2.0	406	3.0
父日本人・母外国人	6737	0.09	69	0.5
母日本人・父外国人	8534	0.1	337	2.5

出所：e-Stat「人口動態調査 人口動態統計 出生 父母の国籍別にみた都道府県（大都市再掲）別出生数」より作表。表1-6も同じ（2023年9月16日閲覧）。

表4 国籍別・両親の一方が外国人である子どもの出生  
（全国・沖縄 2022年度）

	全国	(%)	沖縄	(%)
父日本人・母韓国・朝鮮人	999	6.5	4	1.0
父日本人・母中国人	1793	11.7	22	5.4

父日本人・母フィリピン人	1214	7.9	15	3.7
父日本人・母その他外国人	2731	17.9	28	7.0
父日本人・母外国人小計	6737	44.1	69	17.0
母日本人・父韓国・朝鮮人	1962	12.8	26	6.4
母日本人・父中国人	1072	7.0	13	3.2
母日本人・父米国人	1313	8.6	243	59.9
母日本人・父その他外国人	4187	27.4	55	13.5
母日本人・父外国人小計	8534	55.9	337	83
両親の一方が外国人総計	15271	100.0	406	100.0

### 3. 日本語指導の必要性を測る方法

文部科学省は、「誰が、どのようにしてその生徒の日本語指導の必要性の有無を判断するのか」という、「日本語指導が必要な児童生徒」という類型の定義に関わる問いにも取り組んできた。従来、担任の教員や日本語教室の指導員が、生徒との会話や学習の様子から、感覚的に指導ニーズの有無を判断してきたことが問題視され、総合的な指標によって数値化を行う日本語能力測定、DLA が導入された<sup>ii</sup>。また、日本語教育の教育課程への組み入れと、日本語教育と科目教育との統合が、「特別の教育課程」の編成という形で進められてきた<sup>iii</sup>。

しかし 2021 年度調査によると、教育現場が生徒の「日本語指導の必要性」の有無を判断する方法は、昔ながらの「児童生徒の学校生活や学習の様子」が 9 千 471 で最多であり、次いで「来日してからの期間」が 3 千 219 で、文科省が進めている「DLA、その他の日本語判定能力試験」2 千 165 を大きく上回った。全体として、DLA 等の日本語判定能力試験に拠る率は、14.6%にとどまった<sup>iv</sup>。2018 年度調査と比べて、まったく伸びていない（表 5）。

日本語能力測定法は、十分に普及しているとは言い難い。その状態で把握された「日本語指導が必要な生徒」の数は、果たして正確と言えるのだろうか。2019 年 5 月 1 日時点で、日本の国公立・私立学校に通っている学齢期の外国人生徒数は、9 万 6 千 370 人であった<sup>v</sup>。外国籍の日本語指導が必要な児童生徒数はその 49.4%、半数以下である。さらにそこに、日本国籍で日本語指導を要する子どもたちがいるのである。過半数の外国籍児童生徒は、本当に日本語指導を必要としていないのか。「帰国生徒」に当てはまらない日本国籍の子どもたちの要支援ニーズは、科学的な方法で測られているのか。「日本語指導を必要とする」というニーズを、いったい誰がどのように、いかなる状況のもとで判断しているのかが問われねばならない。

「帰国・外国人児童生徒」<sup>vi</sup> という属性的類型に対しては、適応・学習指導

にも力点が置かれてきた。文科省は、日本語教育を推進しつつ、同時に適応・学習指導やきめ細やかな支援をすすめて、ニーズに応えようとしてきた。しかし、まだ課題は残されている。沖縄から、「ダブル」の子どもたちの教育支援ニーズを発信し続けていく意義は大きい。

表5 日本語指導が必要な児童生徒の判断基準別学校数 (2018・2021年度)

	2018年度	2021年度
DLA、その他の日本語判定能力試験	2572	2165
(%)	16.4	14.6
児童生徒の学校生活や学習の様子	9421	9471
(%)	60.1	63.8
来日してからの期間	3693	3219
(%)	23.5	27.7
合計	15686	14855
(%)	100.0	100.0

## II 「アメラジアン」という問い

### 1. 「アメラジアン」と呼ばれた文脈

ここまでの議論において、私は沖縄のアメラジアンを、全国に所在する「ダブル」の子どもたちの、看過されてきた学習支援ニーズを浮き彫りにする存在として論じてきた。ここからは、「アメラジアン」固有の歴史と社会関係を論じていく。それは「アメラジアン」と呼ばれた文脈と、「アメラジアン」を名乗った戦略というふたつの柱にそって展開される。

最初に「アメラジアン」という呼称が用いられたのは、ベトナム戦争後、米兵を父親に、地元女性を母親にもつ子どもたちが、社会主義国となったベトナムで深刻な貧困と孤立に直面していた状況を、アメリカ人支援者がとりあげて社会問題化していった過程においてであった。子どもたちは戸籍に登録されず、通学できず、ベトナム戦争の深い爪痕に苦しむ地元の人びとから怨嗟を浴びていた。

支援者が名づけた「アメラジアン (Amerasian)」は、アメリカ人 (American) とアジア人 (Asian) をつなぎ合わせてつくられた英単語である。子どもたちが生まれ育ったベトナムを初めとするアジア各地の言語ではなく、英語で呼称がつけられたことの意味は大きい。「アメラジアン」が英語であることは、その歴史的な成り立ちが、アメリカ人支援者による「発見」と社会問題化、合衆国による子どもたちの渡米のための「アメラジアン法」の立法化という、一貫してアメリカを主体とし、アジアにいる当事者を客体

とするポストコロニアルな政策化過程にあったことを象徴している。

初めて「アメラジアン」という呼称を用いた個人は特定されていないが、ノーベル文学賞受賞作家であるパールバックこそその人であるとする言及がある<sup>vii</sup>。彼女は、アメラジアン支援の萌芽期を切り拓いた重要な活動家であった。

パールバックは1892年に生まれ、父親の布教活動に伴って幼少期を中国で過ごした。彼女は英語より先に中国語を話し、清朝末期の激動の中国において、戦乱や貧困を目の当たりにした<sup>viii</sup>。その後、アメリカで高等教育を受け、結婚後、一時期を再び中国で過ごし、文化大革命が起こったために合衆国に帰国した。彼女自身が、かつてアジアとアメリカの間を空間的に、そして言語・文化的に越境した子どもであった。その越境は、成人後に明確な意思をもって再び行われた。

パールバックは、1941年に東西協会(The East and West Association)を設立し、(西洋と東洋の間の)相互理解の促進に努めた。1949年にはウェルカムハウス社<sup>ix</sup>という、複数の人種的背景を持つ子どもたちに両親と家庭を見つける養子縁組の会社を設立した。そして1963年、73歳のときにパールバック財団を設立し、「残りの生涯を、複数の人種的背景、戦争、飢餓、貧困などの理由で周縁化されている子どもたちの支援に捧げた」。同財団は、「アメラジアン、すなわちアメリカ人の父親とアジア人の母親から生まれた、複数の人種的背景ゆえに、どちらの国でも市民ではなく、差別を受けている子どもたちの窮地」<sup>x</sup>を焦点化し、タイ、ベトナム、韓国、沖縄などでアメラジアン母子を支援した。アメリカに本部が、アジア各地に支部が置かれ、本部がアメリカ人の支援者を募り、支部がアメラジアンの子どもたちを登録して定額の教育費を支給した。

パールバックにとって「アメラジアン」とは、「複数の人種的背景」、「戦争」、「飢餓」、「貧困」、「アメリカでもアジアでも市民(citizen)ではない」こと、そして「差別」によって「窮地」に置かれた子どもたちだった。これらの要素は、その後、さまざまな支援者や支援団体によって踏襲され、その影響は「アメラジアン法」制定にも及んだ<sup>xi</sup>。

パールバックは個人としても、複数の人種的背景を持つ子どもたちを9人、引き取って育てた。のちにパールバックの実践を追うかのように、韓国や沖縄の米軍基地では、アメラジアンの子どもと養子縁組してアメリカに伴う善意の米兵夫妻が現れた。国際養子縁組は、韓国と沖縄で、一時、「混血児」支援事業の中心となった。そのような養子縁組についても、パールバックの及ぼした影響は大きかった。

アメラジアンに対する支援はアメリカのメディアの関心をひきよせ、アメリカ市民はたびたびその報道を目にするようになった。1978年、エドワード・ケネディ議員は、アメラジアン支援団体への助成として200万ドルの国家予算を計上するよう提案した<sup>xii</sup>。彼は、ベトナムで1960年代に孤児院を訪問しており、アメラジアンの子どもたちの窮状を目の当たりにしていた。韓国からは、朝鮮戦争を背景として生まれたアメラジアンの子どもたちの支援者が動きを起こした。1979年に、仁川の聖ビンセントアメラジアンホームからアルフレッド・ケーン神父が渡米し、朝鮮戦争に従軍経験のある議員に接触をはかると、マッキンリー議員がそれに応えた。彼らは、渡米のビザをアメラジアンの子どもたちに支給するアメラジアン法の制定にとりくんだ<sup>xiii</sup>。

アメラジアン法に対しては、それがアジアからの大規模な人口流入を招きかねないとする反対意見も起こった。支援者たちは、かつてインドシナ紛争に際し、フランス兵を父親として現地で生まれた子どもたちがいて、フランス政府が支援したことを引き合いに出し、「我が国がフランスより人道的に劣っていてよいのか」という愛国主義的な人道主義を掲げ、反対を押し切った<sup>xiv</sup>。その結果、1982年のアメラジアン法は以下のように制定された。

「アメラジアン法 (Public Law 97-359: Act of 10/22/82)」は、アメラジアンの子どもたちを合衆国に移民させるものである。それは、カンボジア、韓国、ラオス、タイ、ベトナムのいずれかで、1950年12月31日から1982年10月22日までに、アメリカ人を父親として生まれたアメラジアンの子どもたちである<sup>xv</sup>。」

ここに「アメラジアン」は、渡米可能な子どもたちを、出生の期間と出生地という二つの指標によって限定するカテゴリーとなった。出生地は、第二次世界大戦後に米軍が戦闘を展開したエリアに限定され、平時における米軍基地の設営を背景として多くのアメラジアンが生まれていたフィリピンと日本、その中の沖縄は対象外となった。

レーガン大統領は、この法律制定を祝して次のように演説した。

「私は今日、すべてのアメリカ人の心にかかっている問題を解決する法律に署名する。過去30年間、何万人というわれわれの軍人軍属が東南アジアと韓国に赴き、安全を守り、国家の重要な利益に貢献する中で、たくさんのアメラジアンの子どもたちが生まれてきた。父親が合衆国へと

去った時、罪のない子らは親も国もない状態に置き捨てられた。彼らには何の責任もないのに、彼らはしばしば、最も劣悪な環境に暮らし、生まれた場所で迫害を受けてきた。」<sup>xvi</sup>

その演説は、罪のない不憫な子どもたちに合衆国が救いの手を差し伸べるという自負に満ちていたが、国家や父親個人のアメリカンの子どもに対する責任については何も言及がなかった。そしてアメリカン法は、対象となった子どもに渡米のビザを与えたが、自動的に市民権を付与するものではなかった。1987年には、改正「アメリカン法（ベトナム）」、通称アメリカン帰還法が定められ、子どもに保護者の同行が認められるようになった。ちなみにアメリカン法は改正法も含めて、現在は期限切れで失効している。

アメリカンの正確な数は不明である。ベトナムでは、少なくとも8万人が出生し、約7万7千人がアメリカへ移民した<sup>xvii</sup>。フィリピンでは、1991年に米軍基地の閉鎖が定まった時点で、約5万人がいたとされる<sup>xviii</sup>。現在では、第二世代を含めると20～25万人であるという。韓国では、1964年に、パールバック財団韓国支部が、4500人のアメリカンを登録した<sup>xx</sup>。ただし、登録しなかった人もいる。韓国からのアメリカンの渡米は、ピーク時の1984年には、1400人に達した<sup>xxi</sup>。国際養子縁組もさかんであった。2001年のパールバック財団韓国支部による統計では、国内のアメリカンは207人であった<sup>xxii</sup>。2020年時点では、同支部はアメリカンの人口調査をやめていた。日本では、1972年まで米軍統治が続き、現在も基地が集中する沖縄で、多数のアメリカンが生まれてきた。1981年の日本弁護士連合会沖縄調査団は、沖縄の国際児を、約3500人と推定した<sup>xxiii</sup>。さらに前述したケーン神父は、1970年代末の時点で台湾に千人、タイに5千人、ラオスに千人のアメリカンの子どもがいると推定していた<sup>xxiv</sup>。

社会事象としての「アメリカン」は、アメリカによるアジアへの軍事介入、「負の遺産」とされた米兵の子どもの出生、アメリカにおける社会問題化と子どもの渡米による政治「解決」という、端的にポスト・コロニアルな過程によって、政治的、社会的に生み出されてきた側面をもっている。

## 2. 「アメリカン」を名乗るという戦略

戦後の沖縄における「混血児」支援は、アメリカ人の有志によって始まった。1955年に嘉手納で設立されたハーフウェイ保育院は、米兵夫妻が養子にした「混血児」を、渡米前に一時預かりした<sup>xxv</sup>。ハーフウェイは、道半ばという意味である。

沖縄の社会福祉は、戦災孤児や「特殊婦人」に対する支援として芽生え、その現場において「混血児」もまた見いだされていった。やがて国際養子縁組は「混血児支援」の中核となった。ソーシャルワーカーはアメリカ人夫妻と面談してヒアリングを行い、子どもの状態を確かめ、親権者の同意を得て養子縁組手続きをサポートした。沖縄の国際福祉相談所が取り扱った国際養子縁組のケースは1977年にピークに達し、一年間に1558件ののぼったxxvi。

1972年の本土復帰が近づくにつれて、子どもに日本国籍があるか否かが、市民権への包摂／排除を二分する死活問題とされ、それに伴って支援活動では「混血児」に代わって「国際児」という呼称が用いられるようになった。子どもに日本国籍がなければ、医療、保険、教育、福祉などの制度からとりこぼされてしまう。支援者たちは当初、沖縄のひとつひとつの市町村に条例を設けさせ、特例として「国際児」の市民権を保障させることに努めてきたが、それには限界があった。

やがて「国際児」支援は、日本国籍のない子どもが生まれてこない制度を目指すようになり、父系血統主義であった日本の国籍法を、両系主義へと改正するための運動が興隆した。「無国籍児問題」は、沖縄からの訴えも受けて、1985年の国籍法改正へとつながった。それによって、母親からも子どもに日本国籍が継承されることになった。以降、沖縄では多くの日米二重国籍児が出生してきた。ただし、海外での出生や、米軍人・軍属家族という身分上の制約により、日本国籍のない当事者は今も存在する。事情によりアメリカ国籍がない場合もある。

沖縄の「国際児」支援運動は、国籍法改正という大きな目標を達成したのちに、急速に退潮していった。その後起こったのは、「アメラジアン」という「名乗り」を打ち出す、母親たちによる教育権保障運動であった。国際福祉相談所は1998年3月に財政難のために閉鎖したが、その3か月後、同年6月にアメラジアンスクール・イン・オキナワが設立された。

母親たちの行動は、結果として、渡米や日本国籍取得に「解決」を求めたそれまでの支援運動が何をとりこぼしてきたのかを明るみに出していった。「解決」から取り残されてきた課題とは、国籍、言語、容姿の違いを認めた上での平等な社会統合であり、そこへ向かう過程において、当事者が、支援対象ではなく主体として位置づくことであった。

母親たちは、敢えて「アメラジアン」という、日本ではそれまで用いられてこなかった称号によって「名乗り」をあげ、子どもの学びの場をつくった。それによって「アメラジアン」は、支援の対象から主体へ、名指しから

母親による「名乗り」へと、重要な転換を遂げたといえる<sup>xxvii</sup>。

「アメラジアン」は、学びのコミュニティのシンボルとなった。それ以降、アメラジアンスクールは、英語と日本語による「ダブルの教育」を提供する民間の教育施設として、20年にわたって運営されてきた。アメラジアンスクールには学校法人格はなく、インターナショナルスクールでもなく、民間の教育施設としてNPOによる運営がなされている。学齢期の子どもたちは地域の公立学校に籍を置き、アメラジアンスクールに通った日数が公立学校の出席日数として読み替えられる「出席扱い」を受け、アメラジアンスクールに通いながら日本の学歴を得るようになった。ほとんどの卒業生は沖縄県内の公立・私立高校に進学してきた。

設立者の母親たちは、「ハーフ」／「ダブル」／「アメラジアン」という呼称と自称の問題についても考えてきた。下に記すのは、1998年9月25日、アメラジアンスクール設立から3か月足らずの時期に、私が参加していた運営ミーティングで交わされた会話を記録したノートの一部である。

「アメラジアンの子どもは、ハーフと呼ばず、ダブルと呼ぼう。」

「自分の中のコンプレックスと社会状況が変わらない限り、呼称を変えても変わらない。」

「アメラジアン」を名乗ることは、学校を設立した母親たちの戦略であった。一方で彼女たちは、アメラジアンスクールの生徒たちに「ダブル」や「アメラジアン」を自称させたり、教員が心がけて「君たちダブルは」と語りかけたりするような指導をしなかった。自称や呼称を統制するよりも、アメラジアンの子どもたちがお互いに出会い、助け合うことのできる場所をつくり、英語と日本語による教育によって自尊感情を育んでいくことが重視された。そこには、「呼称から現状を変えていく」というようなポリティカル・コレクティブな戦略とは異なるアイデンティティ実践が見いだせる。

### Ⅲ. 現代沖縄における外国人とアメラジアン

#### 1. 在留外国人に占めるアメリカ人の比率の低下

沖縄における在留外国人の構成は、アメリカを最大のグループとすることに大きな特徴があった。しかし近年、沖縄の在留外国人に占めるアメリカ人の比率は著しく低下してきている(表6)。在留アメリカ人は民間人であり、現役の軍人・軍属とその家族は含まれていないが、彼らの多くは退役した元軍人・軍属とその家族であると考えられる。

沖縄では、まず 2000 年代にフィリピン人が増加し、アメリカ・フィリピン・中国がそれぞれ、外国人登録者の約 4 分の 1 を占めるようになった。残りの 4 分の 1 はその他である。フィリピン人には結婚移民が多かったため、女性に偏った構成となっていた。

次いで 2010 年代には、日本語学校生として入国するネパール人が急増し、ベトナム人の増加がそれに続いた。ベトナム人は全国でも急増してきたが、沖縄では 2012 年から 2022 年にかけて約 10 倍増となり、全国（約 9 倍増）を上回る伸びとなった。その背景として、沖縄は全国平均よりも失業率が高く、とくに若年層において深刻であるが、求人数の多い観光業と建築業は、労働力の確保に苦慮してきた。沖縄の観光客の年間入域者数はハワイを上まわるようになり、大規模な観光開発と建築ラッシュは、外国人労働者によって支えられるようになっていったのである。2022 年 12 月時点での沖縄の在留外国人数は、ネパール（3335）、中国（2673）、アメリカ（2672）、ベトナム（2234）、の順となっている（表 6）。全国と比べると、沖縄では中国、韓国の比率が低く、アメリカ、ネパールの比率が高い。

外国人労働者の増加によって、沖縄の在留外国人には、全体として「脱軍事化」の傾向が表れるようになった。ここでいう「脱軍事化」とは、米軍基地とはかかわりなく入国し、就労する労働者層の増加傾向を意味する。もちろん今でも、沖縄における在留アメリカ人の比率は、全国と比べれば著しく高い。しかし県内の構成比を見れば、在留アメリカ人は、多様化する在留外国人の中のひとつになってきている。2012 年の時点では、在留アメリカ人は沖縄の在留外国人における最大グループであったが、すでにネパールと中国に追い抜かれている。沖縄の在留外国人の構成は、米軍基地の集中よりも外国人労働者の流入によって大きく影響を受けるようになりつつある。

それにもかかわらず、沖縄で出生するエスニック・マイノリティの子どもは、現時点では、アメラジアンが最も多い。親の一方が外国人である「ダブル」の子どもうち、母日本人、父外国人の子どもは 2022 年に 243 人が出生し、「ダブル」の子どもの 59.9% を占めていた（表 4）。在留外国人数でアメリカを抜いたネパール、中国は、「ダブル」の子どもの出生数においては層を成していない。両親を外国人とする子どもの出生数はさらに少ない。外国人労働者の増加は、タイムラグを経て、今後、外国人の子どもや「ダブル」の子どもの出生数を押し上げていくかもしれない。

韓国にあるアメラジアン・クリスチャンアカデミーは、アメラジアンスクールと同様に、アメラジアンの子どものために設立され、英語と朝鮮語のバイリンガル・バイカルチュラル教育をおこなってきたのだが、アメラ

ジアン<sup>2</sup>の減少と外国人労働者の増加により、外国人労働者の子どもの受け皿へと舵を切ってきた。そのような選択肢は、沖縄のアメラジアンスクールにとっては、少なくとも現時点では現実的ではない。

沖縄で、在留アメリカ人の占める比率は低下してきたが、実のところ、沖縄において最大の外国人集団とは、在留外国人に含まれない米軍人・軍属とその家族、4万4千963人である<sup>xxviii</sup>。その数は、アメリカの対アジア戦略によって左右される。沖縄において外国人労働者の増加が続いても、米軍基地が外国人の構成に及ぼす影響が相対的に低下し続けるとは限らないのである。合衆国の東アジア軍事戦略は、沖縄におけるアメラジアン<sup>2</sup>の出生数に反映し、アメラジアンスクールの運営にも影響を及ぼしている。

表6 国籍別在留外国人数 全国・沖縄 (2012・2022年)

	総数		中国		フィリピン		アメリカ	
	2012	2022	2012	2022	2012	2022	2012	2022
全国	2033656	3075213	652595	761563	202985	298740	48361	60804
%	100.0	100.0	32.1	24.8	10.0	9.7	2.4	2.0
沖縄	20591	21792	1730	2673	1583	2343	2287	2672
%	100.0	100.0	18.4	13.0	16.8	10.8	22.5	12.2
	ブラジル		韓国・朝鮮	韓国	ネパール		ベトナム	
	2012	2022	2012	2022	2012	2022	2012	2022
全国	190609	209430	530158	411312	24071	139393	52367	489312
%	9.4	6.8	26.1	13.4	1.2	4.5	2.6	15.9
沖縄	252	767	752	1351	389	3335	216	2234
%	2.7	3.5	8.0	6.2	4.1	15.3	2.3	10.3

出所：e-Stat 在留外国人統計 市区町村別・国籍地域別在留外国人より作表(2023年9月21日閲覧)

## 2. 沖縄県による「差別のない社会づくり条例」の制定

沖縄では、最近、ひとつの重要な出来事があった。「沖縄県差別のない社会づくり条例」の制定である(2023年3月31日、条例第13号)。同条例は当初、「不当な差別的言動に関する条例」という仮称で準備が進められ、県内メディアは「ヘイトスピーチ規制条例」という通称をつけて報道してきた。

条例の基本理念、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」(第3条)という言明は、大阪市や川崎市が制定した同種の条例と共通している。一方で、沖縄県の条例には、ひとつのきわだった特徴がある。

(県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策)

第9条 県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする<sup>xxix</sup>。

沖縄県は、条例制定に取り組むようになった背景として、那覇市役所前で2014年から2020年頃まで繰り返されていた「ヘイトスピーチと思われる内容の街宣活動」のことを記している<sup>xxx</sup>。それは、沖縄県民に対する非難弾劾であった。那覇市役所は県庁に隣接しており、県職員も、通行する市民も日常的にヘイトスピーチを浴びていた。それに先立って2013年1月27日、東京・銀座において行われたオスプレイの沖縄配備反対などを訴える沖縄のデモ行進に対し、日の丸を手にした沿道の一団から「売国奴」「日本から出ていけ」などの声が浴びせられる出来事があった<sup>xxxi</sup>。デモの先頭に立ってヘイトの罵声を浴びたのは、翁長雄志知事（当時）であった。

沖縄県の条例は、沖縄県民が日本社会におけるマイノリティであるということを浮き彫りにしている。沖縄県による条例の制定は、日本政府による「ヘイトスピーチ解消法」制定に促されたものであるが、同時に日本政府が設けた「本邦外出身者に対する差別」という枠組みを内側から揺さぶり、突き崩しかねない要素がある。本邦「内」であるはずの沖縄県民に対して、「本邦」は何をしてきたのかという問いが浮かび上がるのである。

一方、沖縄県の条例は、県民差別に抗する法的措置については具体的に記さず、外国人や性的マイノリティの問題へと条文を進めている。そして外国人差別に対する措置は、ヘイトスピーチをくりかえし行った者の実名公表であり、それ以上の罰則は設けなかった。この条例の基調は、人権尊重の啓発によって県民が自発的に「差別のない社会づくり」を進めることであった。

この条例の制定は意義のある前進といえるが、ヘイトに対して効力のある罰則を設けなかったことは、沖縄社会のマイノリティに影を落としていくかもしれないと私は考えている。沖縄県は、条例制定に先立ち、県民にアンケート調査を行ってヘイトの状況を調べたが、那覇市役所前の情宣活動以外には情報は寄せられなかったという。しかしアメリカンの子どもは、道端でいきなり「お前はハーフだろう。戦争になったらどこの味方をするのか」と問い詰められることがある。

「自分、一番困るのが、一回、小学校6年生くらいのとき、いまだに、一番バカな質問されて、『もし明日、沖縄とアメリカが戦争になったら、お前、どこ選ぶ？』って。そんな質問、聞くな。意味は？答え、出して意味がない。」

—誰が言ったの、そんなこと。

「おっちゃんが言いました。」

—自分のおじさん？

「知らないおっちゃんです。自分が公文（教室）から（基地に）戻ってきたときに止められて、『やー（お前）、ハーフだろー』とかいろいろ言われて、その時に言われたんですよ。ちょっと怖かった。6年生だったから、とりあえず軍（基地）に入ろうって必死で。」[野入 2022：332-333]

もし有事になったら、沖縄に駐留している米軍は果たして住民の側に立つのか。その問いは、多くの沖縄の人びとの胸中にわだかまっている。そこには、沖縄戦の記憶がかかっている。沖縄県民が日本軍に、少年少女に至るまで根こそぎに動員されて戦場で落命したこと、日本兵が民間人から食糧を奪い、壕から追い出し、スパイ容疑をかけて殺害したことは、記憶に刻まれている。軍隊は住民を守らないことを身をもって知ったというのに、いつまでも軍隊の駐留は続く。

ただし、先に述べた語りの場面では、路上でいきなり憤りを浴びせられたのは基地の中にいる米兵ではなく、アメリカ人の外見をもつアメリカンの子もどった。このような出来事は、社会問題化されることも、人びとに広く認識されることもない。

もちろん、どのような条例があったとしても、このようなことをその都度、取り締まるわけにはいかないであろう。そうであっても条例の制定は、沖縄県が人種差別を決して許さないという姿勢を明示し、効力のある罰則でヘイトに報い、それを根絶に向かわせていくチャンスだったのではないだろうか。残念ながら、その機会は十分には活かされなかったように思われる。

沖縄県の「差別のない社会づくり」条例は、本邦「内」にいるマイノリティとしての沖縄の姿を改めて浮かび上がらせた。さらに目を凝らせば、そのマイノリティのさらに内側にいるもうひとつのマイノリティとして、沖縄のアメリカンが見えてくる。

i この調査は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等を調査・分析することにより、受入体制の充実に資することを目的とし、全国のすべての公立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象として、ふたつの調査票を用いて実施されている。調査票1では、学校種別の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況、2 母語別の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況、3 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数別学校数、4 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数別市町村数、5 在籍期

間別の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況が調査され、調査票2では、都道府県教育委員会等における施策の実施状況が調べられている。文部科学省ホームページ「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」「調査の概要」参照。

- ii 文部科学省ホームページ「外国人児童生徒のための対話型 JSL アセスメント DLA」参照。DLA は、Dialogic Language Assessment の略で、①会話の流暢度、②弁別的言語能力、③教科学習言語能力という指標のもとに、導入会話、聴解力、読解力、作文力を測り、日本語運用能力を総合的に測定する手法となっている。
- iii 文部科学省ホームページ「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について」(2013年5月13日)参照。
- iv 「特別の教育課程」による指導をしていない理由としては、「日本語と教科の統合的指導を行う担当教員がない」、「方法がわからない、教材がない」、「教育課程の編成が困難」などが挙げられている。日本語判定能力試験がなかなか広まらない背景には、それを実施して日本語指導が必要な児童生徒が発掘されたとしても、「特別の教育課程」の編成、指導者の育成と教材開発の立ち遅れにより、対応が難しいということがある。
- v 文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」(令和3年5月)、文部科学省ホームページ(2023年9月16日閲覧)。
- vi この類型を用いた施策としては、2008年に群馬県太田市から始まり、2010年代から複数の自治体によって取り組まれてきた「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」、2013年度以降に取り組まれてきた「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業」がある。
- vii スティーブン・マーフィ重松 2002:11, 島袋まりあ 2010:195。しかしパールバック財団のホームページには、パールバックが「アメラジアン」という呼称を使い始めたという記述はない。
- viii パールバック財団ホームページ「パールバックについて」参照。同財団ホームページは、パールバックの経歴と支援活動の歴史を現代に伝えており、そこでは「アメラジアン」という言葉が用いられている。一方、現在の支援活動についてはパールバック・インターナショナルのホームページが別途、設けられており、そこでは「アメラジアン」という言葉は用いられていない。
- ix パールバック・インターナショナルによると、この会社は、「世界初の、二つの人種的背景を持つ(バイレイシャルの)子どものための養子縁組会社」であるという。パールバック・インターナショナルホームページ参照。
- x パールバック財団ホームページ「パールバックについて」参照。
- xi 現在、パールバックの遺志を継いで国際養子縁組や異文化間教育の提供などを行っている「パールバック・インターナショナル」(旧パールバック財団)は、ホームページにおいて「ミックス・ヘリテッジ」などの人種的複数性を示す言葉もできるだけ避けている。

人種への言及が回避される一方で、文化の複数性は肯定的に称揚されている。パールバック・インターナショナルホームページ参照。

- xii Gage, Sue-Je Lee 2007 : 93 - 94.
- xiii 同上 : 93.
- xiv 同上 : 98.
- xv アメリカ合衆国市民権・移民業務局ホームページ「アメラジアン法」参照。
- xvi Gage, Sue-Je Lee 2007 : 86. この論文は、「アメラジアン」を成り立たせてきた政治的文脈について詳しい。
- xvii 合衆国難民定着局は、1994年時点でベトナムから、アメラジアン法によって渡米していたアメラジアンの数を72,673人としている (Office of Refugee Resettlement 1996:A-1)。ピークは1992年の17,132人で、94年から大幅に減少し、96年に4千人を切った。渡米できなかったベトナムのアメラジアンは3千から1万5千人と推定される (Yarborough, Trin 2005 : xi)。
- xviii Ahern, Joseph M. 1992 : 108. この論文は、アメラジアン法が定める渡米可能な子どもの出生地から排除されたフィリピンの、アメリカに対するリアクションを記している。
- xix Kutschera, P. C. et al. 2013(a). 著者は、フィリピン・アメラジアンの支援活動を牽引し、アジアに残らざるを得なかったアメラジアンの子どもたちに光をあててきた。
- xx Kang-McCann, James 2003: 80. 筆者はアメラジアン・クリスチャンアカデミーを創立し校長を務めてきた人で、自身がアメラジアンである。
- xxi 同上 :82. 韓国には今もパールバック財団の支部が置かれているが、主な支援対象は外国人労働者の子どもたちであり、アメラジアン支援の歴史を伝える資料は整理された形では残されていない。
- xxii 同上 :87.
- xxiii 沖縄問題調査委員会 1981: 6.
- xxiv Gage, Sue-Je Lee 2007:96. ただしケーンは韓国のアメラジアンを推定2千人としており、他国の推定も、正確さには留保がつくものとなっている。
- xxv 大城安孝 2001 : 8.
- xxvi 国際福祉相談所における養子縁組取扱件数は、1958年から1963年までの合計が335件 (国際福祉相談所 1995:5)、1964年から1980年までは、年間に200～500件の間で推移し、80年代に入って急減している。
- xxvii 名乗りとしての「アメラジアン」については照本 2001(a), 同 2004 が論じている。
- xxviii 2008年データ。うち軍人は2万2千772人、軍属は2千308人、家族は1万9千883人である。沖縄県ホームページ「外国人人口統計について」参照。
- xxix 「沖縄県差別のない社会づくり条例」沖縄県ホームページ (2023年9月21日閲覧)。
- xxx 沖縄県「条例制定に取り組む背景及び県におけるこれまでの状況について」沖縄県ホー

ムページ (2023年9月21日閲覧)。

xxxi 「沖縄タイムス」2016年8月3日付参照。

## 文献リスト

- Ahern, Joseph M. 1992, "Out of Sight, Out of Mind: United States Immigration Law and Policy as Applied to Filipino-Amerasians". *Pacific Rim Law & Policy Journal*, vol.1, no.1, -pp.105-126.
- Gage, Sue-Je Lee, 2007, "The Amerasian Problem: Blood, Duty and Race". *International Relations*, no. 21, pp.86-102.
- Kang-McCann, James 2003, "Korean Amerasian's Past, Present, and Future". JSPS成果報告書 (12871024)『沖縄におけるアメラジアン你的生活権・教育権保障』 pp.78-89.
- Kutschera, P. C. et al. 2013, "Episodic Stigma, Psychosocial Risk, and Stress Confronting 2nd Generation Military Filipino Amerasians in Central Luzon, Philippines: A Multiple-case Pilot Study". Research paper accepted and presented at the 9th International Conference on Interdisciplinary Social Services, University of British Columbia.
- 李洪章, 2009, 「『新しい在日朝鮮人運動』をめぐる対話形成の課題と可能性ー『パラムの会』を事例としてー」『ソシオロジ』54巻1号, pp.87-103.
- スティーブン・マーフィ重松, 2002, 『アメラジアンの子供たちー知られざるマイノリティ問題』, 東京, 集英社.
- 野入直美, 2022, 『アメラジアンと沖縄社会ー移動と『ダブル』の社会学的研究』, 東京, ミネルヴァ書房.
- Office of Refugee Resettlement, 1996, *Report to Congress: Office of Refugee Resettlement*. U.S. Department of Health and Human Services.
- 沖縄問題調査委員会, 1981, 『沖縄無国籍児問題調査報告書(案)』日本弁護士連合会第6次沖縄調査団.
- 大城安孝, 2001, 「国際児に関する問題と対応の時代区分試案」沖縄地域福祉学会『沖縄地域福祉研究』日本社会福祉学会第49回大会開催記念号, pp.3-29.
- 島袋まりあ, 2010, 「戦後史とアメラジアン」勝方=稲福恵子・前嵩西一馬編著『沖縄学入門ー空腹の作法』, 京都, 昭和堂, pp.195-197.
- 照本祥敬編著, 2001a, 「アメラジアンの教育権運動(Ⅱ)」『琉球大学教育学部紀要』58集, pp.177-194.
- 同2001b, 『アメラジアンスクールー共生の地平を沖縄からー』北海道, ふきのとう書房.
- 同2004, 「マイノリティの教育権と公教育の応答責任ーアメラジアン・スクールの実践をふまえて」<特集 学校づくりの新段階>『教育』54巻7号, pp.52-58.
- Yarborough, Trin, 2005, *Surviving Twice: Amerasian Children of the Vietnam War*. Nebraska, Potomac Books.

**英語要約**

The term “Amerasian” means the person whose parents are American and Asian, especially the person who was born on the U.S. military base. In Japan, many Amerasian children has been born in Okinawa due to the concentration of the U.S. military bases.

In this article, I will start the discussion with the analysis of the leaning needs of “double” students. Then I will move on the study of historical and political context of the issue of Amerasian. Finally, I will discuss on the modern Okinawan society and the Ordinance for Creating a Society Free of Discrimination that was established by Okinawa Prefecture in 2023.

## キーワード

Key words : Amerasian Okinawa double

(のいり なおみ 琉球大学)